

令和7年（ネ受）第488号 上告受理申立て事件

申立人 平 山 朝 治

相手方 国立大学法人筑波大学 外1名

上告受理申立て理由書

2025年 8月 7日

最高裁判所 御中

申立人訴訟代理人 弁護士 柳 原 敏 夫

頭書の事件について、申立人は次の通り上告受理申立ての理由書を提出する。

本書面では、相手方国立大学法人筑波大学を相手方大学、相手方株式会社 Vernalossom を相手方会社という。

目 次

はじめに——本件事案の概要と理由要旨——	2 頁
第1、上告受理申立理由の第1点：プライバシーの権利の放棄（実体法違反の主位的請求）	
1、問題の所在	6 頁
2、通常のプライバシー侵害事件と異なる、本件加害者の特異な態度・振る舞い	7 頁
3、原判決の誤り	9 頁
第2、上告受理申立理由の第2点：研究発表の自由とプライバシーの権利の衝突の調整（比較衡量）（実体法違反の予備的請求）	
1、本件において参照すべき判例	11 頁
2、表現の自由とプライバシーの権利の衝突の調整の判断基準	12 頁

3、上記判断基準の本案への適用	13
頁	
4、原判決の誤り	20
頁	
第3、上告受理申立理由の第3点：適正手続の要求に反する違法行為（手続法違反）	
1、はじめに——実体法違反と手続法違反の関係——	21 頁
2、本件論説を本リポジトリから削除する手続における適正手続	21 頁
3、裁量権の逸脱・濫用	24
頁	
4、原判決の誤り	27
頁	
第4、上告受理申立理由の第4点：相手方らの共謀	28 頁
別紙1～4	29
頁	

はじめに——本件事案の概要と理由要旨——

1、本件は、相手方大学が自ら申立人著作の論文「NGT48¹問題・第四者による検討結果報告」（以下、本件論説という）をつくばりポジトリ²（以下、本リポジトリという）に公開することを許諾しておきながら、その後2020年4月15日、相手方会社から本件論説が名誉毀損であるとクレーム（甲15通知書）が入るや、電光石火の間に、申立人の了解なしに本件論説を本リポジトリから一方的に「一時公開停止」「削除」「ダウンロードページ自体の抹消」に出たものであり（その詳細は訴状8～17頁参照）、なおかつその後、申立人の抵抗に遭って紆余曲折を余儀なくされて（その経過は甲2経過年表参照）、翌年の202

¹ 相手方会社が運営するアイドルグループ NGT48（「NGT」と略称されることが多い）。

1 年 2 月 1 日開催の臨時教育会議（以下、2 月 1 日会議という）において本件論説を本リポジトリから削除する決議³をして（以下、本件「削除」決議という）、本件論説を「削除」したものである（以下、本件削除という）。

2、そこで、第 1 に、本件「削除」決議は、本件論説の本リポジトリでの公開によって申立人に保障されていた学問研究の発表の自由を侵害するものではないかが問われた事案である。

まず、本件「削除」決議の理由とされた山口襲撃事件⁴の加害者（以下、本件加害者という）のプライバシー侵害⁵について、犯罪の加害者のプライバシー侵害事件では通常、加害者はその犯罪を恥じ隠したがるのに対し、本件はそれと異なり、本件加害者は恥じる・隠すどころか、その反対に悪びれず堂々と個人情報公表し、本件加害者は自分たちのプライバシーの権利を放棄したのである（しかも、この特異な振る舞いは単なる偶発的、偶然の出来事ではなく、本件論説が解明しようとした「相手方会社の不正投票⁶という不正の構造」から必然的に発生した、つまり起こるべくして起きた本件に特有の出来事の 1 つである⁷）。これに対し、原判決はこのプライバシーの侵害を認めた。この点で原判決は法令の適用を誤ったもので、それは判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があって、法令の解釈に関する重要な事項を含むものに該当する。

次に、仮に本件加害者が自身のプライバシーの権利を放棄したとまではいえないとしても、研究発表の自由とプライバシーの権利が衝突する本件を表現の自由とプライバシーの権利の衝突の調整の判断基準を示した平成 6 年 2 月 8 日「逆転」事件最高裁判決（民集第 48 巻 2

² 被告大学が運営する学術コンテンツデータベース。詳細は別紙 2 本件用語解説の 2 参照。

³ 正確には、経済学論集に掲載した本件論説を遡及的に「不受理扱い」にするという決議である。

⁴ 詳細は別紙 2 本件用語解説の 1、山口襲撃事件の解説参照。

⁵ 尤も、本件「削除」決議の時点では、その理由は山口襲撃事件の「被害者」のプライバシーの侵害とされていた（乙 11 の添付資料 1 の 6 の 24。別紙 3 申立人陳述書（16）2 枚目 13 行目以下参照）。その後、相手方大学がこの理由を「加害者」のプライバシー侵害に変更したのは本裁判になってからである（一審被告大学準備書面（4）第 2、2〔7 頁以下〕）。

⁶ 詳細は別紙 2 本件用語解説の 4、不正投票システムの解説参照。

⁷ その詳細は第 2、3、(2)、イ（15 頁以下）で後述する。

号 149 頁) に従って判断したとき、研究発表の自由が優先することが導かれる。これに対し、原判決はプライバシーの権利を優先させた。この点で原判決は最高裁判所の上記判例と相反する。

3、第2に、相手方大学が本件「削除」決議に至る判断過程において、本件論説の本リポジトリからの削除をめぐる調査・検討手続の中で、看過し難い違法行為を積み重ねたのではないかが問われた事案である。とりわけこの間、申立人の人権（研究発表の自由）制限という重大な不利益処分において求められる「適正手続の要である告知・聴聞（弁明、防御の機会）」の告知について、相手方大学は申立人に対し、本件論説を本リポジトリから削除する理由（権利侵害をおかした具体的な事実など）すら決して知らせようとしなかった。そればかりか、告知しない相手方大学に替わって申立人が自身の手で、相手方大学が本件論説を本リポジトリから削除する理由を知ろうとして、前記調査・検討手続の過程で作成された調査報告書（乙4）など本件削除の判断にとって極めて重要な意味を持つ文書にアクセスしようとしても、相手方大学はこれを全面的に拒否し、申立人が削除の理由を知ることも許さなかった（別紙3 申立人陳述書（16）参照）⁸。その結果、申立人は本件論説の「削除」が決定された2月1日会議に至るまでの間、本件論説を本リポジトリから削除する理由とされる権利侵害の事実に対する弁明、防御の機会をついに持ち得なかった事案である。

まずそれは、申立人にとって重大な不利益処分である「本件論説の本リポジトリからの削除」における適正手続違反である⁹。これに対し、原判決はこの適正手続違反を認めなかった。この点で原判決は法令の適用を誤ったもので、それは判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があって、法令の解釈に関する重要な事項を含むものに該当する。

次に、2月1日会議の議長に運営手続に関する裁量権があるとしても、その裁量判断に

⁸ その問答無用の拒絶的な態度は首尾一貫しており、本件「削除」決議の後にもなお、申立人が行った「調査・検討手続の過程で作成された調査報告書などの重要文書」の開示請求に対して、相手方大学の頑な態度によりアクセスが拒否され続けた（甲52～63。甲127参照）

⁹ それは同時に、申立人が「削除」の理由とされる権利侵害者という汚名をそそぎ、本件論説の研究発表の自由を確保するために必要かつ適切な弁明・防御を行う上で不可欠な、相手方大学側の文書にアクセスする権利いわゆる「文書閲覧の権利」の侵害の問題でもある。

は第 1 に、「削除」の理由とされる山口襲撃事件の加害者のプライバシー侵害の事実について、上記 2 で前述した本件加害者のプライバシーの権利放棄について重大な事実誤認があったこと¹⁰、第 2 に、本件論説の個人情報の部分だけマスキングした上で本リポジトリに掲載するという代替的方法について検討も提案もしなかった点において看過し難い過誤があったこと、その結果、本件「削除」決議は裁量権を逸脱・濫用した違法なものである。これに対し、原判決は裁量権の逸脱・濫用はないと判断した。この点で原判決は法令の適用を誤ったもので、それは判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があって、法令の解釈に関する重要な事項を含むものに該当する。

4、第 3 に、元来、相手方大学は学問の自由を保障するための大学の自治をになう組織である。そうでありながら、外部（相手方会社）からの本件論説の「削除」要求に対して、上記 3 の通り、申立人が強く望んだにもかかわらず相手方大学は申立人に対し本件論説を削除する理由（権利侵害をおかした具体的な事実など）を決して知らせようとせず、その結果、申立人に本件論説の研究発表の自由を確保するために必要な弁明・防御の機会を一度も与えようとしなかった。これは大学の自治をになう組織としてとうてい公正中立とは言えず、そのような著しく偏向した態度から、相手方大学は削除の直接の原因となった相手方会社と共謀の上、上記「削除」等の行為を行ったのではないかが問われた事案である。

この点、上記 2 及び 3 で前述した上告受理申立理由のいずれかが認められた場合には、相手方らの共謀について審理し直す必要があり、その場合には控訴理由書第 4（25 頁以下）で詳述した通り、相手方らの共謀が認められることは明白である。これに対し、原判決は、相手方大学の責任が認められない以上、相手方らの共謀も認められないと判断した。この点で、原判決は審理不尽であり、法令の適用を誤ったもので、それは判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があって、法令の解釈に関する重要な事項を含むものに該当する。

5、以上の通り、原判決はこれらの論点に対しいずれも判断を誤った。以下、実体的違法

¹⁰ また、仮に山口襲撃事件の「被害者」のプライバシーの侵害が本件「削除」決議の理由だとしても、被害者の山口氏もカミングアウトしてプライバシーの権利を放棄したものであり、これについても重大な事実誤認があった（一審原告準備書面（2）6 頁下から 8 行目以下。甲 1 原告陳述書 27 頁）。

（上告受理申立理由の第 1 点及び第 2 点）、手続的違法（上告受理申立理由の第 3 点）、相手方らの共謀（上告受理申立理由の第 4 点）の順番で、原判決の誤りを明らかにする。

第 1、上告受理申立理由の第 1 点：プライバシーの権利の放棄（実体法違反の主位的請求）

1、問題の所在

最初の論点は本件「削除」決議の理由についてである。すなわち、本件論説において山口襲撃事件の加害者（〇〇〇〇及び〇〇〇〇。以下、A 1 及び A 2 という。両名を総称するときは単に本件加害者という）の実名・顔写真を掲載することがプライバシーの侵害に該当するか、である。

尤も、本裁判ではこの実体的違法の論点は手続的違法の問題と深く関係している。なぜなら、この論点が本裁判における一審判決及び原判決で本件削除が適法とされる根拠となった最重要の論点であるにもかかわらず、本裁判前において、相手方会社からの「削除」要求の時から 2 月 1 日会議で削除が決定されるまでの間、この削除理由は相手方大学から申立人に対しついに一度も明らかにされず、本裁判の中で初めて相手方大学によって明らかにされた秘密情報だったからである。相手方大学が本件削除という処分の時までに申立人に一度も上記削除理由を告知せず、申立人に上記削除理由に対する弁明、防御の機会を与えなかったのは、適正手続に違反し違法と言わざるを得ない（その詳細は後記第 3 参照）。従って、本来であれば、相手方大学が告知義務違反のこの論点を本裁判の中で初めて主張すること自体が信義則に照らし許されないと言うべきものである。

ともあれ、適正手続違反の詳細は後記第 3 に譲ることにして、今この論点について先に結論を述べると、プライバシーの侵害に該当しない。なぜなら、本件は、通常のプライバシー侵害事件とは異なり、以下の 2 で指摘する事実から本件加害者は自ら進んでカミングアウトしたかもしくは実名・顔写真がネット上で公開されるのを容認しカミングアウト同然の特異な振る舞いをしたからであり、その結果、彼らは自身のプライバシーの権利を自ら進んで放棄したものと解す

ることができるからである。

2、通常のプライバシー侵害事件と異なる、本件加害者の特異な態度・振る舞い

(1)、A1 について

ア、山口襲撃事件の1ヶ月余り後の2019年1月14日、大手ネットニュースサイト「Buzz Plus News」で、YouTube にアップされた以下の動画¹¹添付のツイートを引用し、加害者として A1 の実名、顔及び次の発言が紹介された（詳細は原告準備書面（7）8 頁④）。

A1 は道路を歩きながらこう語った。

「なんか新潟県警のマッポがふたりやってきたんよ、俺に向かって。でも結局、何も言えずに立ち去って行った。ガチで弱えーよ」



【NGT48暴行事件】AKSが和解した山口真帆を襲った犯人「A1」の本性①

イ、本件加害者と相手方会社との民事訴訟で2020年4月8日に和解が成立した直後の11日に公開されたYouTubeの以下の動画¹²で、A1はこう語った（甲77原告陳述書（5）12～13頁。甲125控訴人陳述書（11）8頁以下）。

「.....〇〇〇〇〇〇ことじょえアットです。視聴者のみなさんは.....あなたたちは結局僕には

¹¹ https://www.youtube.com/watch?v=nve9_wBR4oA

¹² <https://www.youtube.com/watch?v=3VeRTpeuqUc>

勝てません」



【NGT48暴行事件】AKSが和解した山口真帆を襲った犯人「A1」の本性②

(2

). A2について

ア、A2は、山口真帆氏の自宅に押しかけ暴行した事実が実名入りでネット上で報道され、それにより自分は山口氏の住所を知っていることがネット上で知られたことを奇貨として、山口襲撃事件の1ヶ月余り後の2019年1月12日、以下の通り、ツイッター上で、山口氏の住所の提供と引き換えに自分に就職先を斡旋してくれないかと公に募集をかける行為に出た¹³（詳細は原告準備書面（7）11頁3）。



イ、本件加害者と相手方会社との民事訴訟の最中である2019年11月、A2の友人

¹³ A2]自身の上記ツイートはその後削除されたが、彼の上記ツイートをスクリーンショットした画像が上記の通

は別紙 1 の Showroom アカウントで、山口襲撃事件の加害者として A 2 と A 1 の実名を挙げて A 2 に質問、A 2 は実名を挙げられても咎めず容認し、山口襲撃事件と上記裁判について語った（甲 7 7 原告陳述書（5） 1 2 頁下から 3 行目以下）。

(3)、小括

本件におけるプライバシーの権利の主体とされる山口襲撃事件の加害者については、通常のプライバシー侵害事件で問題となる「忘れられる権利」を主張するのとは正反対の態度、すなわち自ら進んでカミングアウトし、もしくはネット上で彼らの実名・顔写真が公開されるのを容認しカミングアウト同然の振る舞いをするという特異な態度に出た（本件加害者がそのような特異な振る舞いに出た理由は、後記第 2、3、(2)、イ〔 1 5 頁以下〕で後述する通りである）。その結果、本件においては、通常のプライバシーの侵害事件では見られない特異な事態、すなわち本件加害者が自身のプライバシーの権利を自ら進んで放棄するという事態が発生したのである。

3、原判決の誤り

これに対し、原判決は、単に「個人情報の不当な取り扱いがあり」（ 1 6 頁 9 ～ 1 0 行目）と述べるだけで、なぜそのように判断できるのかその理由は明らかにせず、一審判決が認定した以下の判断にそのまま従ったものである。

《特に、本件加害者の個人情報に関しては、本件別訴においてその氏名等について閲覧等制限申立てがなされ、同申立てが認められていた（弁論の全趣旨）ことも踏まえれば、上記おそれはかなり大きいものと思料される。》（一審判決 3 4 頁 6 ～ 9 行目）

しかし、一審判決の上記判示部分は、「相手方会社の不正投票という不正の構造」の解明という本件論説の目的とそこから導かれる帰結を理解せず、単に事態の表面だけしか見ない、誤った事実認識である。本件論説の目的は「相手方会社の不正投票という不正の構造」の解明すなわち、相手方会社と本件加害者が結託して不正投票を行ったという両者の関係

り、現在も公開されている（その URL は <https://twitter.com/ygpTsOKM9zRKJol/>……）。

の解明を山口襲撃事件の分析を通じて行ったものである。申立人は、山口襲撃事件の分析の中で、不正投票をめぐって結託した両者は、この不正が暴かれかねない恐れがあった山口襲撃事件に対しても、その早期幕引きのために結託したとしても当然であることに気がついた。すなわち、相手方会社は山口襲撃事件発生の直後、新潟県¹⁴に対し「警察の捜査で認められている暴行の事実を否定する虚偽説明を行っていた」（甲 1 0 0 本件論説 2 2 2 頁下から 4 行目以下）という報告をし、これに山口氏が猛反発したように、山口襲撃事件の早期幕引きを図ろうとした（その詳細は別紙 4 申立人陳述書（17）参照）。のみならず、その後、本来なら襲撃の真相解明を求めて被害者本人である山口氏が原告となって起こすはずの民事裁判を、相手方会社が山口氏に代わって原告となり、本件加害者に 3 千万円の損害賠償を求めて起こしたが¹⁵（以下、本件別訴という）、しかし、本件別訴は初めから回収不能であることを見越したもので、その提訴の目的は損害の回復でも襲撃の真相解明でもなく（実際上も、襲撃の真相解明は何もされないまま和解で終結した）、もっぱら両者の結託という疑惑を晴らすためだけの見掛けだおしのものだった。それは、相手方会社の新潟県への報告の延長であり、馴れ合い訴訟であった。従って、本件別訴の中で、代理人による本件加害者の氏名等の閲覧等制限申立ては、山口襲撃事件の早期幕引きを図る相手方会社の望むところであり、なおかつ申立ての理由も、相手方会社が新潟県に行った本件加害者の暴行の事実を否定する上記の虚偽説明と符合する、「暴行の事実のない本件加害者の氏名等の閲覧は制限されるべきである」という可能性が高く、この申立ての一事をもって本件加害者自身がプライバシーの保護を真実訴えていたと判断することは到底できない。むしろ、本件加害者のプライバシーに関する真実は、閲覧制限申立てをした代理人の振る舞いからではなく、本件加害者自身の現実の振る舞いを通じて明らかにされるというべきである。すなわち、本件加害者は本件別訴の最中及び和解直後に自らの判断でカミングアウトしており（その詳細は A1 については上記 2、①イ、A2 については同 2、②イ参照）、この本件加害者自身の振る舞いか

¹⁴山口氏が属していたアイドルグループ NGT は新潟県を拠点として活動していた。

¹⁵ 2019 年 7 月 5 日産経新聞。

<https://www.sankei.com/article/20190705-IMW5II7TEZPH3AM6HGWJPGUQ4M/>

ら、山口襲撃事件の直後から本件別訴の和解成立直後に至るまでの間、本件加害者自身が首尾一貫して自分たちのプライバシーを放棄していたことが明白である。

以上の通り、原判決は、上記 2 で主張した、本件加害者自身の振る舞い・態度という現実の事実関係の下で、本件加害者が自分たちのプライバシー権を放棄したという法律関係を見落としたまま、本件論説が本件加害者のプライバシー権を侵害したすなわち「個人情報の不当な取り扱いがあり」と判断したのは法令の適用を誤ったもので判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときに該当し、法令の解釈に関する重要な事項を含むものとして破棄を免れない。

第 2、上告受理申立理由の第 2 点：研究発表の自由とプライバシーの権利の衝突の調整（比較衡量）（実体法違反の予備的請求）

上告受理申立理由の第 1 点について、いま仮に百歩譲って、たとえ本件加害者が自身のプライバシーを放棄したとまでは言えないとしても、その場合の研究発表の自由とプライバシーの権利の衝突の調整は、以下に述べる通り、両者の比較衡量により研究発表の自由が優先すると解される。

1、本件において参照すべき判例

表現の自由とプライバシーの権利の衝突の調整について、平成 6 年 2 月 8 日「逆転」事件最高裁判決（民集第 48 巻 2 号 149 頁）が先例的価値を持つとされている（平成 15 年 3 月 14 日長良川事件最高裁判決参照¹⁶）。本件は、学問の自由の一類型であり、なおかつ発表という点で表現の自由と重なり合う研究発表の自由が制限された事件である。そこで、研究発表の自由とプライバシーの権利の衝突の調整についても、「逆転」事件最高裁判決を参照することが有用かつ適切である。

2、表現の自由とプライバシーの権利の衝突の調整の判断基準

¹⁶ 渡辺康行ほか「憲法Ⅰ 基本権（第 2 版）」（日本評論社）108 頁。

(1)、「逆転」事件最高裁判決では、「前科等にかかわる事実」の公表が違法か否かをめぐって、表現の自由の側の公表により得られる利益とプライバシーの権利の側の公表により失われる利益との個別的な衡量により判断されるとした。

(2)、その後、平成15年3月14日長良川事件最高裁判決では、「逆転」事件最高裁判決の判断枠組みをプライバシー一般に及ぼして、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」とした。

(3)、その後、検索削除に関する平成29年1月31日最高裁決定でも、上記2つの最高裁判決の判断枠組みを踏襲し、「URL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、…当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができる」とした。

つまり、最高裁判例は、表現の自由とプライバシーの衝突の調整を、事案ごとに個別の比較衡量により判断している。そこで、この論点で先例的価値を持つとされる「逆転」事件最高裁判決の判断基準を確認すると次の通りである（下線は申立人代理人による）。

《事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。また、その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もある……（中略）……そして、ある者の前科等にかかわる事実が実名を使用して著作物で公表された場合に、以上の諸点を判断するためには、その著作物の目的、性格等に照らし、実名を使用することの意義及び必要性を併せ考えることを要するというべきである。

要するに、前科等にかかわる事実については、これを公表されない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もあるのであって、ある者の前科等にかか

わる事実を実名を使用して著作物で公表したことが不法行為を構成するか否かは、その者のその後の生活状況のみならず、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性をも併せて判断すべきもので、その結果、前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるものといわなければならない。》（３～４頁）

すなわち、次の４つの判断基準を裁判の当該事件に適用した上でそれらを総合して、前科等にかかわる事実を公表されない利益が表現の自由の側の公表により得られる利益より優越するか否かを判断するものである。

- ①. その者のその後の生活状況
- ②. 事件それ自体の歴史的又は社会的な意義
- ③. その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力
- ④. その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性

３、上記判断基準の本案への適用

上記の４つの判断基準を順番に、本案の山口襲撃事件の加害者に適用すると次の通りとなる。

(1)、①「その者のその後の生活状況」について

一方で、本案論説の公表時点（２０２０年１月２９日及び３月３日）で、山口襲撃事件からまだ１年２～３ヶ月しか経っておらず、他方で、山口襲撃事件の加害者の場合、本案加害者のプライバシー侵害の裁判で通常問題となる「忘れられる権利」を行使するのとは間逆の態度、すなわち自ら進んでカミングアウトし、ネット上で彼らの実名・顔写真が公開されたのを「容認」という異例の態度に出た。本案加害者のこの異例な振る舞いこそ、本案の山口襲撃事件の特質であり社会的な意義を照らし出すものである（その理由については以下で明らかにする）。

(2)、②「事件それ自体の歴史的又は社会的な意義」について

この点の意義について、「逆転」事件最高裁判決は次のように判示する。《事件それ自体を公表することに歴史的又は社会的な意義が認められるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。》

では、本件の山口襲撃事件はどうか。

ア、前置き——芸能界の刑事事件に対する日本社会の傾向——

国外のメディア B B C の報道に端を発してジャニーズ性加害事件の本質が初めて世に知られるに至った事例がいみじくも示すように、日本において、芸能界の刑事事件はとかく興味本位、仲間内の単なる痴話喧嘩の類の話に矮小化され、「その事件の歴史的又は社会的な意義」が正当に評価されないままきたという歴史がある（詳細は甲 1 2 5 原告陳述書（1 1） 6 頁以下。4、山口氏襲撃事件を矮小化する社会的偏見を参照）。申立人以外の研究者も山口襲撃事件に言及する中で、《芸能プロダクションや劇場の運営会社が、「カスタマーハラスメント」だと判断されるようなことに対して耐えること、やりすごすことも「労働」の中に含まれるとみなし、労働者としてのアイドルをきちんと保護しきれていない点に問題があるということもできる。》と指摘している（甲 1 2 8。4 6 頁）。山口襲撃事件も相手方会社自身がまさしくそのような悪しき日本の伝統に乗って「事件の矮小化」を意図的に仕組んだため、被害者の山口氏自身の告発にもかかわらず、事件は単なる痴話喧嘩の類の話に矮小化されるという不当な扱いを受けてきたものである。そして、そのような不当な扱いに正当な光を当て、事件の社会的な意義を明らかにしようとしたのがほかならぬ本件論説であった。しかし、それがゆえに本件論説の本リポジトリ公開は相手方会社の逆鱗に触れ、相手方会社は水面下で相手方大学に猛烈な圧力をかけて、本件論説を本リポジトリから抹殺しようとしたのである。その猛烈な圧力は、はじめにの 1 で前述した通り、相手方会社からの名誉毀損のクレームが入るやいなや、相手方大学は申立人の了解も得ずに、本件論説を本リポジトリから矢継ぎ早に「一時公開停止」「削除」「ダウンロードページ自体の抹消」という異常な対応に出たという事実だけからでも窺い知ることができる。

イ、山口襲撃事件の社会的な意義について

山口襲撃事件とは、相手方会社が NGT について不正投票に手を染めたことによって、いつ

かは起こるべくして起きた事件だということである。この意味で、山口襲撃事件はかつて芸能界きってのイノベーターとも評された企業である相手方会社の当時の経営政策の深刻な問題点を浮き彫りにした象徴的な出来事であった。ここに、山口襲撃事件の社会的な意義がある。

では、どうして「山口襲撃事件は、相手方会社が NGT について不正投票に手を染めたことによって、起こるべくして起きた事件だ」と言えるのか。この「事件と不正投票との関連性」は、山口襲撃事件の加害者の一人である A 2 の経歴を探っていく中で明らかになる。

その概略は以下の通りである。相手方会社が 2017 年から実施したリクアワ（楽曲版総選挙）¹⁷や選抜総選挙¹⁸で順位や票数が不自然だったため、NGT に有利な投票結果をもたらす組織ぐるみの不正が存在するのではないかという指摘がネットで流れた。なかでもツイッターの「NGT の楽曲に無限投票ができた」という告発は騒ぎとなったが、しかしこの告発の指摘は間違いであることが判明し、結果的には無限投票ではなかった。この虚偽の告発をしたのがファンを自称する A 2 である。この虚偽の告発の事実、不正投票疑惑をめぐって相手方会社と A 2 との間で或る種の結託の関係が作られていたことを強く窺わせた。それは、A 2 は相手方会社の不正投票問題がこれ以上騒ぎにならないように相手方会社に協力し、その見返りとして、相手方会社は、A 2 ら「厄介ファン」¹⁹が不正票をちらつかせて NGT メンバーに接近し、無理難題を押し付けるのを黙認するという相互依存関係である。その結果、「厄介ファン」からの接近や押し付けを拒否した NGT メンバーは、A 2 ら「厄介ファン」の憤激を買い、生意気だとして A 2 らから襲撃されるに至った。その 1 つが山口真帆襲撃事件である。そして、山口襲撃事件と相手方会社の不正投票との以上の関連性を解明しようとしたのが本件論説である。このような意味で、本件論説は山口襲撃事件の社会的な意義を明らかにしようとしたものである（以上の詳細は甲 1 2 5 原告陳述書(1 1) 2 参照）。

¹⁷ AKBグループ（秋元康氏がプロデュースした、アルファベット大文字 3 文字 + 48 を名乗るアイドルグループの総称）において、楽曲の人気投票とその結果を発表するイベントで、結果発表は毎年 1 月に行われた。

¹⁸ AKBグループに所属するメンバーの人気投票であり、上位 16 名が総選挙後に発売されるシングルの選抜メンバーとなった。

¹⁹ 単に「厄介」とも呼ばれ、アイドルのライブ会場や握手会などでマナーが著しく悪い者を指す。

ウ、小括

以上の通り、《山口襲撃事件それ自体を公表することに社会的な意義が認められる場合には、山口襲撃事件の当事者である本件加害者についても、その実名を明らかにすることが許されないとはいえない。》

(3)、③「その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力」について

この点の意義について、「逆転」事件最高裁判決は次のように判示する。《その者の社会的活動の性質あるいはこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度などのいかんによっては、その社会的活動に対する批判あるいは評価の一資料として、右の前科等にかかわる事実が公表されることを受忍しなければならない場合もある》

では、山口襲撃事件の加害者の社会的活動、事件に対する態度・振る舞いはどうか。

結論を先に述べると、**第 1、2** で前述した通り、山口襲撃事件の加害者 2 名はいずれもみずから進んでカミングアウトしたか、もしくは実名・顔写真がネット上で公開されるのを容認しカミングアウト同然の振る舞いをしたものであり、その結果、彼らは自身のプライバシーの権利を自ら進んで放棄したものと解することができた（詳細は原告準備書面（7）3～12 頁及び甲 77 原告陳述書（5）9～13 頁参照）。

では、本件でなぜ、山口襲撃事件の加害者 2 名の自ら進んでカミングアウトするという当事者の振舞いが山口襲撃事件の社会的意義を明らかにするうえで重要なのか。それは、彼らが事件を起こした張本人であるにもかかわらず、少しも悪びれず、自ら進んでカミングアウトするという不自然なまでにふてぶてしい態度をとったのは、より正確にいうと、そうした態度をとれたのは、彼ら自身の中に、どんなことがあっても相手方会社は山口襲撃事件の早期幕引きを図り、自分たちを守ってくれる、もし守らないときには、彼らから週刊誌などに不正投票の実態や、彼らが不正票をちらつかせて NGT メンバーに接近し無理難題を押し付けたのを相手方会社が黙認してきたという事実を暴露することができるという確信があったからである（実際も「自分たちを守ってくれる」というその通りに、刑事事件の不起訴処分及び民事事件の和解という形で実現した）。

言い換えれば、山口襲撃事件が、その原因である相手方会社の不正投票問題に飛び火して

はならないという相手方会社にとって絶対至上の事情を相手方会社と共犯関係にあった本件加害者は誰よりも正しく理解していたからである。この意味で、本件加害者が自ら進んでカミングアウトしたという事実は山口襲撃事件の社会的意義である「事件と不正投票との関連性」を明らかにするうえで避けて通れない重要な問題であった。それゆえ、山口襲撃事件の社会的意義の解明をめざした本件論説において、本件加害者のカミングアウトの事実を指摘することは必要不可欠なことであり、その指摘の中で、本件加害者 2 名の実名を掲載することは必然のことであった（以上の詳細は甲 1 0 0 本件論説〔紀要掲載版〕2 0 9 頁注 2 0 8 の 6 行目～2 1 0 頁。2 5 2 頁 6 行目～2 5 3 頁 8 行目参照）。

(4)、④「その著作物の目的、性格等に照らした実名使用の意義及び必要性」について

本件に適用すると、それは「山口襲撃事件の社会的意義の解明をめざした本件論説において、本件加害者の実名及び顔写真を使用することにかかる意義が及びその必要性があったのか」

である。

ア、公訴提起前の犯罪行為に関する事実

本件の山口襲撃事件の加害者は不起訴処分となったが、刑法 2 3 0 条の 2 第 2 項の「公訴提起前」には不起訴処分も含まれる（大塚仁「刑法概説（各論）」1 2 4 頁）から、山口襲撃事件の加害者本人の実名は公訴提起前の犯罪行為に関する事実該当する。従って、山口襲撃事件の加害者本人の実名は公共の利害に関する事実とみなされる（刑法 2 3 0 条の 2 第 2 項）。従って、被疑者の特定は被疑事実の内容と並んで公共の重大な関心事であると考えられるから、実名報道をする必要性は高いと認められる。

イ、本件に特有な事情

本件論説は山口襲撃事件の社会的意義すなわち「事件と不正投票との関連性」を解明するために、本件加害者について次の 2 つの事実に着目して、これを取上げる必要があった。

- ①. A 2 が、本件加害者であると同時に不正投票疑惑の告発者（正確には虚偽の内容の告発者）であったという事実（その理由については上記(2)イで前述した）
- ②. 2 名とも、自ら進んで加害者であることをカミングアウトしたという事実（その理由につい

ては上記(3)で前述した)

その結果、山口襲撃事件の社会的意義の解明をめざした本件論説においても、①の本件加害者と不正投票疑惑の告発者が同一人物であること、②の本件加害者が自ら進んでカミングアウトした事実を指摘することは必要不可欠であり、その指摘の中で、不正投票疑惑の告発者(A2)の実名及び顔写真及びカミングアウトした加害者(A2)の実名を掲載することは両者が同一人物であることを示すために必然のことであった。

ウ、本件加害者本人の肖像(顔写真)の公表の必要性について

なお、本人の肖像(顔写真)は実名と単純に同一視できない側面があるので、以下、本件論説で本件加害者の肖像(顔写真)を記載する必要性について明らかにする。

「犯罪行為に関する事実」の範囲については、公表した事実が「犯罪事実自体を特定するために必要である場合又は犯罪行為の動機・原因を解明するために特に必要である場合など、犯罪事実及びこれと密接に関連する場合」と解すべきである(東京地裁平成7年4月14日判決)。

本件の山口襲撃事件の加害者本人の肖像(顔写真)の公表について、被控訴人大学がプライバシーの侵害を主張したのは次の3つである(被告大学準備書面(4)、第3、2〔7～11頁〕)。

- ① 本件論説図1(甲100。95頁)
- ② 本件論説図8(甲100。130頁)
- ③ 本件論説図16(甲100。204頁)

これに対し、控訴理由書でも明らかにした通り、本件論説の目的は山口襲撃事件の社会的意義を解明することであり、その解明のために山口襲撃事件の加害者A2が、事件の加害者であると同時に不正投票疑惑の告発者(正確には虚偽の内容の告発者)でもあったという事実(その理由については控訴理由書10頁ウ(イ)で詳述した)に注目し、これを取上げることが必要であり、そのために、不正投票にかかわる図1の人物が山口襲撃事件の加害者A2と同一人物であることを確認するために図1の肖像(顔写真)の引用が必要不可欠であった。

図8の肖像（顔写真）は、山口襲撃事件とボーリング大会との関係を説明した本文（甲100。129頁）を裏付ける写真として必要不可欠であり、それで引用したものである。

図16で山口襲撃事件の加害者兩名の実名及び肖像が掲載したのは、肖像（顔写真や似顔絵）は目撃情報のなかで個人を特定する最も基本的で信頼度の高いものであるので、警察の指名手配ポスターと同様、兩名を特定のうえ、山口襲撃事件および不正投票に密接に関連する情報を収集する目的で作成公開された図として引用したものである。

以上の通り、いずれの3点も「犯罪事実自体を特定するために必要である場合又は犯罪行為の動機・原因を解明するために特に必要である場合など、犯罪事実及びこれと密接に関連する場合」に該当することが明らかである。

(5)、小括

以上が、「逆転」事件最高裁判決で示された4つの判断基準を本件に適用したものであるが、その4つの判断基準のいずれにおいても、本件加害者の実名・顔写真を公表されない利益が表現の自由の側の公表により得られる利益より優越するという事情は認められない。

従って、これらの4つ、すなわち本件加害者の事件後の生活状況（上記(1)）、山口襲撃事件の社会的意義（上記(2)）、山口襲撃事件の加害者が自ら進んでカミングアウトしたという振舞い（上記(3)）、及び山口襲撃事件を単なる痴話喧嘩ではなく、その社会的意義の解明を目指した本件論説において本件加害者の実名及び顔写真を掲載する必要性（上記(4)）を「総合判断」した結果、本件においては本件加害者の実名及び顔写真を掲載する自由（研究発表の自由）は、これらを公表されない利益に優越するものと解されることが導かれる。

4、原判決の誤り

以上述べた通り、本件における研究発表の自由とプライバシーの権利の衝突の調整は、先例的価値を持つとされている「逆転」事件最高裁判決で示された4つの判断基準に従った両者の比較衡量によって研究発表の自由が優先すると解される。にもかかわらず、原判決は両者の衝突の調整に関する比較衡量を誤り、プライバシーの権利が優先すると解し、本件論説

の削除を認めた。これは最高裁判所の判例と相反する判断があるときに該当し、破棄を免れない。

第 3、上告受理申立理由の第 3 点：適正手続の要求に反する違法行為（手続法違反）

1、はじめに——実体法違反と手続法違反の関係——

次の論点は本件「削除」決議の手続きの違法についてである。すなわち第 1 及び第 2 で明らかにした通り、原判決はプライバシーの権利の放棄の判断及び研究発表の自由とプライバシーの衝突の調整の判断を誤ったものであり、本来なら、この実体的違法の点だけで原判決を破棄する理由として十分である。しかし本件ではそれにとどまらず、本件削除に至るまでの「判断過程」の手続きにおいても、

- ①. 相手方大学は適正手続として必要な措置を怠ったことのみならず、
 - ②. 削除の前提となる重要な事実に誤認があるなど当該事実の基礎を欠くこと、さらには
 - ③. 研究発表の自由とプライバシーの衝突を調整するための代替的方法を考慮しなかったこと
- といった看過しがたい数々の手続的な違法があった。にもかかわらず、原判決はこれを一切認めず、手続的違法の判断においても誤りに陥ったもので、この点でも破棄は免れない。

以下、その理由について詳述する。

2、本件論説を本リポジトリから削除する手続における適正手続

(1)、憲法 31 条の適正手続

憲法 31 条が保障する適正手続は刑事手続に限定されるものではなく、行政手続にも及ぶ場合があることは最高裁判例が認めるところである（最判平成 4 年 7 月 1 日判決）。ただし、行政手続が行政目的に応じて多種多様であることから、行政処分の手続きに事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものである。

尤も、上記最高裁判決ののち、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを

目的とし、行政上の手続に関する一般法として行政手続法（以下、本法という）が制定された。しかし、本法が多種多様なすべての行政処分の適正手続について網羅したものではなく（元来、それは不可能である）、そこで、形式的には行政手続法の対象とならない行政処分であってもその実質的な事情に照らして本法に準じた取り扱いをすべき場合があるのは当然である。本件において相手方大学の削除処分は「法令に基づく処分」に該当しないから、形式的には本法の対象にならないが、同時にそれは申立人の研究発表の自由を制限するという申立人に重大な不利益を及ぼすものである。この点にかんがみ、本法に準じた取り扱いをすべきかどうかを上記最高裁判決が示した判断基準に基づいて検討する必要性と意義がある。

(2)、本件への適用

かつて国の機関であった相手方大学は、2004年以降、独立した法人格をもつ国立大学法人となったものの、依然として公共的な性格を帯びている点に照らし、特定の処分は行政手続として適正手続の尊重が求められるものである。ところで、相手方大学が本件論説を本リポジトリから削除する処分は、一方で、申立人にとって憲法で保障された学問の自由の1つである「研究発表の自由」が制限される重大な不利益であり、他方で、当該処分によって達成しようとする利益は公益ではなく、山口襲撃事件の加害者のプライバシーの権利という私益にとどまり、なおかつ本件加害者から相手方大学に対して本件論説の本リポジトリからの削除の要求はなく、緊急の必要性といった問題も全くなかった。このような本件における「行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量」すれば、申立人の人権（研究発表の自由）の剥奪を正当化するに足る適正手続すなわち具体的には申立人に対して申立人の言い分を確保する告知・聴聞の機会を与えるのが必要かつ適切であり、その機会を与えないまま申立人の人権（研究発表の自由）を剥奪することは手続的正義に著しく悖るものとして違法を免れないと解するのが相当である。

本件削除を決定した2月1日会議において、
第1に、以下の表の通り、申立人には申立人の言い分を確保する告知・聴聞の機会は一切与えられないまま、本件論説を本リポジトリから削除する決議がされたこと（控訴理由書1

9～20頁参照)、のみならず、

第2に、同会議の場で参加者にその不受理処分案に対し討議する機会を与えられなかったこと、

第3に、同会議の場で参加者にその不受理処分案に対し賛否を明らかにする表決する機会を与えられなかった。

告知聴聞の機会の具体的な項目	事実関係
1、同会議の前に、相当な期間をおいて、同会議の議長など相手方大学から申立人に対し、次について書面で連絡があったか。 ①同会議で不受理処分を採決する予定であること ②不受理処分を提案する理由が何であるかの説明	連絡はなかった。 書面はおろか口頭の連絡すら事前になく、当日、同会議の場で、緊急の議題としていきなり出てきた。
2、上記連絡の中に、同会議で、申立人に、その不受理処分に対する自身の意見を述べ、証拠書類又は証拠物を提出できると書かれていたか	そもそも連絡なし
3、上記連絡の中に、不受理処分が採決されるまでの間、不受理処分を証明する資料の閲覧を求めることができることが書かれていたか	同上
4、同会議の中で、議長ほか相手方大学側から申立人宛に、なぜ不受理処分が相当であるか、その理由について説明があったか	説明なし
5、同会議の中で、申立人は、その不受理処分に対して、 意見を述べる機会 を与えられたか。	与えられなかった
6、同会議の中で、申立人は、その不受理処分に対して、自分の意見を裏付ける 証拠	同上

書類を提出する機会を与えられたか。	
7. 同会議の中で、申立人は、その不受理処分に対して、関係者に質問する機会を与えられたか。	同上

(3)、小括

以上の通り、本件削除に至るまでの「判断過程」の最後の手続 2 月 1 日会議において、申立人に対して申立人の言い分を確保する告知・聴聞の機会を与えないのみならず同会議の場で参加者に対して討議・表決の機会を与えないまま申立人の人権（研究発表の自由）を剥奪したことは手続的正義に著しく悖るもので、これだけでも違法を免れない。

3、裁量権の逸脱・濫用

(1)、概説

のみならず、上記 2 の憲法 31 条の適正手続とは別に、2 月 1 日会議の議長の裁量権行使についても少なくとも以下の理由で相手方大学の 2 月 1 日会議の決定には裁量権の逸脱・濫用があるものと言わざるを得ない。

相手方大学の専攻教育会議の議長に会議の運営手続に関して広範な裁量が認められているのはその通りである。しかし、それはあくまでも通常の議題の議事進行の手続のことであって、本件のように、いったん本リポジトリに掲載が許可された本件論説の公開をのちに取消すという「学問の研究発表の自由」に対する重大な制限が問題となった処分の可否をめぐる議題の場合に求められる手続は、その議題の性格上、最大限尊重されるべき「学問の研究発表の自由」に対し無用な人権侵害を招来しないようにおのずと細心・厳格な手続が求められることになるのは理の当然である。そこで本件削除の判断にあたっては、少なくとも次の 2 つ、

- ① 裁量権行使の前提となる事実を誤認する等により重要な事実の基礎を欠くことになる場合²⁰

²⁰ 最高裁平成 18 年 1 月 2 日小田急線高架化事業認可取消訴訟判決（民集第 60 巻 9 号 3249

もしくは、

②、考慮事項審査の1つである、研究発表の自由とプライバシーの衝突を調整するための代替的方法を考慮しなかった場合²¹

には、削除の「判断過程」に看過しがたい誤りがあるものとして、違法となるものと解するのが相当である。そこで、以下、この2つについて順次検討する。

(2)、裁量権行使の前提となる重要な事実の誤認の場合

本件削除を決定した相手方大学が当該判断において問題にしたのは本件論説の公表により山口襲撃事件の加害者のプライバシーの権利が侵害されたことであった。しかるに、本件における真実は、**第1、2**で前述した通り、通常のプライバシー侵害事件とは異なり、本件加害者は自ら進んでカミングアウトしたかもしくは実名・顔写真がネット上で公開されるのを容認しカミングアウト同然の特異な振る舞いをしたものであり、その結果、彼らは自身のプライバシーの権利を自ら進んで放棄したものである。

ところが、相手方大学は2月1日会議で本件削除を決定する「判断過程」において、その裁量権行使の前提となる重要な事実である「本件論説の公表により山口襲撃事件の加害者のプライバシーの権利が侵害された」か否かについて、当事者である本件加害者に確認を取るなど事実関係を調査しないまま、一方的に侵害されたものと誤認して本件削除を決定したものである。従って、これは裁量権行使の前提となる重要な事実を誤認し、重要な事実の基礎を欠くことになる場合に該当するから、当該「判断過程」には看過しがたい誤りがあり、違法を免れない。

(3)、代替的方法を考慮しなかった場合

行政裁量権の行使にあたっては対立する利益を調整するために代替的方法を考慮することが要考慮事項の重要な1つとされている。本件において、万が一プライバシー侵害が成立するとしても本件論説のうち本件加害者の個人情報の部分だけマスキングした上で本リポジトリに掲載するという代替的方法の検討がそれである。しかし、相手方大学はこの代替的方法の検

頁)。

討を行わず、それゆえ、申立人に対しても当該代替的方法の提案もしなかった。従って、この点における相手方大学の態度は元来考慮すべき事項を考慮しないものとして、社会観念上著しく妥当を欠く処分をしたものと評するほかなく、本件削除は裁量権の範囲を超えたもしくは濫用した違法なものと言わざるを得ない。

尤も、この代替的方法の提供について、一審判決は《このような原告の対応に鑑みると、原告が本件論説中の本哲約書に違反する部分の改稿を求められてもこれに応じる見込みはなかったといつてよい。》と認定し、申立人に対して代替的方法である本件論説の改稿を求めなくても問題はなかったと判示した（34頁16行目～35頁12行目）。しかし、この認定は以下に述べる通り、経験則に違反し誤ったものである。

一審判決が取り上げた「このような原告の対応」の1つ目、調査委員会からの質問に申立人が回答を拒否した点について。このとき、申立人が拒否した理由は《その質問内容は、被告会社と私との間に対立している、名誉毀損か学問の自由の侵害かという点とは全く関係のないものばかりであった。》（甲1原告陳述書16頁の同年5月11日）からにほかならない。

2つ目の甲26の電子メールで《一時公開停止の措置をとられた本件論説につき本件リポジトリ上における公開の再開を要請し》た点について。このとき、申立人が再公開を要請した理由は、2020年7月12日時点で、本件論説のダウンロードページにアクセスしようとすると、本リポジトリとは全く関係のない、JAIRO Cloud 統合認証システムのログイン画面が表示されたので、リポジトリ担当者に対し、本件論説の研究発表の自由の侵害であると抗議し、本件論説の再公開を求めたからである。

同じく甲32の書面で《一時公開停止の措置をとられた本件論説につき本件リポジトリ上における公開の再開を要請し》た点について。このとき、申立人が申し入れた内容は、甲32を一読すれば明らかな通り、相手方会社の本通知書に対して名誉毀損が成立しないという申立人の見解を詳細に述べ、調査委員会委員長に対し本件紛争の早期解決を訴えたから

²¹ 最高裁平成8年3月8日剣道実技拒否事件判決（民集第50巻3号469頁）。

である。

以上のような申立人の態度から、山口襲撃事件の加害者のプライバシー侵害を理由として本件削除が正式に決定された場合に、その代替的方法として申立人が山口襲撃事件の加害者の個人情報の部分だけマスキングした上で本リポジトリに掲載する方法で解決を図る見込みはなかったなどとは到底言うことはできない。

4、原判決の誤り

これに対し、原判決は、「議長に対し、専攻教育会議の運営に関して広範な裁量を認めているものと解されるところ、2月1日会議における本件不受理扱いの採否を問う一連の手順については、議長としての海後専攻長の裁量においてされたものといえることができ、その裁量に濫用や逸脱があったということとはできない」（15頁8～11行目）と基本的に一審判決の判断を是認した。

しかし、議長に会議の通常の議題の運営に関して広範な裁量を認めていることから、その一般論を本件の「学問の研究発表の自由」に対する重大な制限が問題となった本件削除処分可否をめぐる議題にそのまま当てはめれば足りるとして裁量の逸脱・濫用はないと判断した原判決は、上記1～3で前述した、通常の議題とは異なる、本件に特有の事実関係と法律関係を見落としたものであって、これらの点を正しく踏まえて本件を再検討した場合には、原判決は、相手方大学が第1に適正手続である告知・聴聞を実行していないこと、第2に本件削除の「判断過程」に看過しがたい誤りをおかしたことを見過ごしたものと看做さるべきで、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときに該当し、法令の解釈に関する重要な事項を含むものとして破棄を免れない。

第4、上告受理申立理由の第4点：相手方らの共謀

原判決は、一審判決と同様、単に、相手方大学の責任を否定しそこから論理必然的に相手方会社の共同不法行為責任を否定したものであって、相手方らの共謀について何も判断していない（一審判決44～45頁。原判決17頁(5)）。

従って、上告受理申立理由の第 1 点から第 3 点までのいずれかが認められた場合には、相手方らの共謀について審理し直す必要があることは明白である。

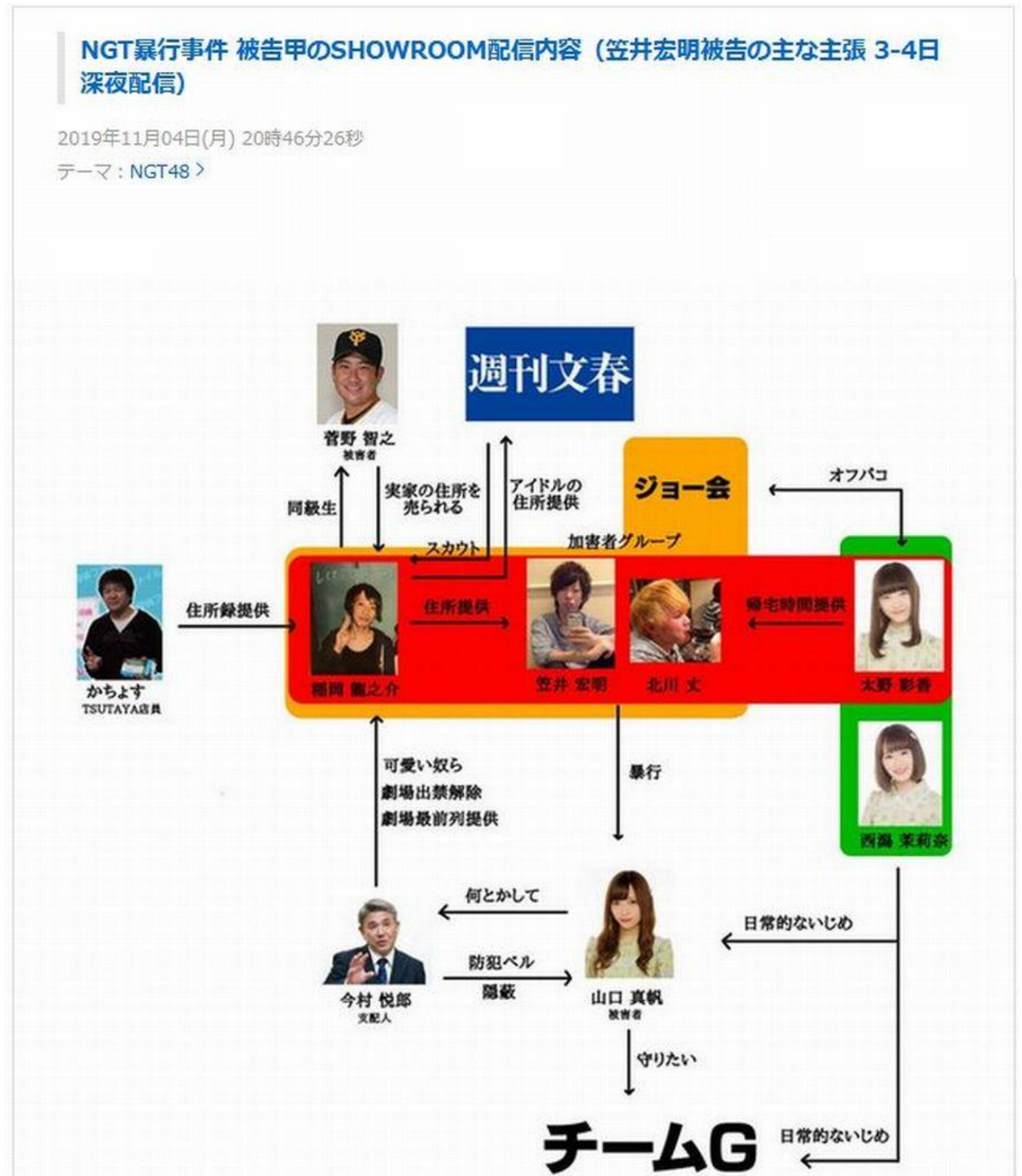
そこで、相手方らの共謀について審理し直したとき、控訴理由書第 4（25 頁以下）で詳述した通り、相手方らの共謀が認められることは明白である。この点で、原判決は審理不尽であり、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときに該当し、法令の解釈に関する重要な事項を含むものとして破棄を免れない。

以 上

別紙 1

『北のりゆき鉄砲先輩のブログと小説』2019年11月04日(月) 20時46分26秒

<https://ameblo.jp/yuugeki-internet/entry-12542323785.html>



ガルちゃんより

被告甲のSHOWROOM 配信内容（2019 年 11 月 3-4 日深夜に配信された A 2 宏明被告の主な主張）

▽配信の目的は、

- ①「デマ」が多いので否定したかった、
- ②友人ぶんとくらのフォローを増やしたくて友情出演。

▽AKS と癒着して馴合裁判をしているつもりはない。AKS には、請求棄却を求めたい。

（中略）

5ch より

576 名前：47 の素敵な(ジパング)[] 投稿日：2019/11/04(月) 01:56:54.21

ざっくり書き出し

なぜ 20 日も拘留されたんですか→関わってた人数が多かったので

裁判の目的は→こっちにはなんにもない、強いて言えば棄却が目的

なんでメンバーの名前だした→それは準備書面で

乙さんはなんで送検されたんですか→それは単にその場にいたからじゃないですか

スポニチの写真の入手経路は→知らないスポニチがどこからじゃないですか

スポニチの写真は手元にありますか→あります

あの写真は部屋番号を意味してポーズ指定取った？→それは準備書面で

（この）SR で暴行を否定したの？→それは準備書面で

マンスリーマンションはどんな家電はついてましたか→・・・あんま覚えてない

文春の音声は聞きましたか→聞きました

写真買った？→買ってません

モンクレールはまだお気に入りですか→まだ冬じゃないので

ビールはアサヒか麒麟か→飲まない

文春の庇ってたスタッフは誰ですが→だれが庇ってたのかわからない、知らない

今回の事件は他店でも→なんともいえない

スポニチ写真を SNS に載せたことあるか→ありません

裁判の落としどころわかりませんか→わかりません

事件当時 A2 宏明、北側の住所はどちらも山口マンションでしてか→住民票上の住所は違う

なんで公園に行ったのか→話すため

録音を開始する前の話→それは準備書面で

なんで諏訪を呼んだか→指定して呼んでない（諏訪自体はいた）

A1 丈と会ったか→最近会ってない

暴行後になぜかいせーを呼んだのか→家が近いので

ファンとつながってるアイドルはいるか→普通にいます

別紙 2

本件用語解説

1、山口襲撃事件

2018 年 12 月 8 日、相手方会社の株式会社 AKS（当時）が運営するアイドルグループ NGT48（「NGT」と略称されることが多い）のメンバーである山口真帆氏が、新潟市内において NGT のファンである男性 2 名から暴行を受けたとして新潟県警察に対し被害届を提出した。これを受け、同月 9 日、被疑者である男性 2 名が新潟県警察に逮捕された（なお、被疑者 2 名は、同月 28 日にいずれも不起訴処分となっている。）（株式会社 AKS 第三者委員会『調査報告書』、一部表現を改めて引用）

2、相手方大学のリポジトリ

相手方大学が運営する学術コンテンツデータベースのことであり、つくばリポジトリと称する。「研究機関の研究・教育成果（学術論文・学位論文・研究報告書・教材など）を永続的に蓄積、保存し、インターネットを通じて誰でも無料にアクセスできるように公開する」データベースで、相手方大学に所属する「学内の研究者であれば誰でもコンテンツ（申立人注：上記の「研究・教育成果」）を登録することができます」（甲 6）。（訴状 2 頁、一部表現を改めて引用）

3、AKS

東京都千代田区に本社を置く芸能プロダクションで、もともと 2006 年、女性アイドルグループ AKB48 のマネジメント業務を行うために設立された。2019 年、同社所属のアイドルの暴行事件をめぐる騒動が広がり、同年 7 月、代表取締役自らが「グループの運営・管理において、ガバナンスが欠如していたことを深く反省し、運営・管理体制の改善に着手」する旨を公式ページで表明し（甲 9 日刊スポーツ記事参照）、2020 年 4 月、社名を株式会社 AKS から株式会社 Vernalossom に変更した。業務内容は芸能プロダクションの経営ほか、音楽・映像ソフトの企画・制作・製造・販売、音楽出版、映画の企画・制作、アイドルグッズの販売な

どであるが、上記社名変更と同時に AKB48 など国内アイドルグループの運営から撤退した。
(訴状 4 頁)

4、不正投票システム

公開されている投票ルールに従って正規の投票権利が行使されたときに生ずるはずの投票結果とは異なる結果を系統的に生み出すよう、投票を管理する立場の者が意図的に仕組んだシステムである。本件の相手方会社の不正投票システムについては、本件論説の (2) NGT 不正投票を隠蔽した無限投票疑惑で詳述している (甲 1 0 0. 8 8 ~ 1 4 2 頁)。

5、AKB グループ

AKB48、NGT48 など、秋元康氏がプロデュースし、アルファベット大文字 3 字 + 48 の名称を持つアイドルグループの総称である。

6、リクアワ (楽曲版総選挙)

AKB グループ (用語解説 5 を参照) において、楽曲の人気投票とその結果を発表するイベントで、結果発表は毎年 1 月に行われた。

7、選抜総選挙

AKB グループ (用語解説 5 を参照) に所属するメンバーの人気投票であり、上位 16 名が総選挙後に発売されるシングルの選抜メンバーとなった。

8、NGT メンバー

株式会社 AKS が運営する新潟県を拠点とするアイドルグループ NGT48 のメンバーであり、山口氏もその一人だった。

9、厄介ファン

単に「厄介」とも呼ばれ、アイドルのライブ会場や握手会などでマナーが著しく悪い者を指す。アイドルファンの中から発生した用語で、やがて声優ファンにも広まりつつある。

単に「マナーを知らない」のではなく、「悪いことをしてでも目立ちたい、認知されたい」という歪んだ願望が行動原理になっている者も少なくない。

静かに聞くべき場所でわざと騒がしいヲタ芸 1 をしたり、ルール違反の形状をしたサイリウムを持ち込んだり、ステージの上の演者より目立とうとしたりする。

悪質な者だと演者にセクハラや暴言を浴びせたり、他の客に怪我をさせるものもあり、もはや犯罪の域に達する者さえいる。

（「厄介」『ピクシブ百科事典』 <https://dic.pixiv.net/a/厄介>、一部表現を改めて引用）

10、軍団

本件論説において、山口氏襲撃事件を起こした者たちが所属する厄介ファンの集団を、通称に従って軍団と呼んだ。

11、荻野由佳

NGT のメンバーであり、2007 年と 2008 年における選抜総選挙で、途中経過の速報において実際の人気に見合わない圧倒的多数の票を獲得して 1 位となった。それらの速報において他の NGT メンバーにも実際の人気に見合わないような多数の得票と高い順位を獲得した者が複数いたため、その背後に不正投票システムがあるのではないかという疑惑を多くのファンが抱くに至った。山口氏も 2018 年選抜総選挙速報において実際の人気に見合わない得票と順位を得ていた。荻野氏も山口氏も、厄介ファンに襲撃された（荻野氏については甲 100、115～119 頁）が、それは、得票や順位の見返りとして繋がるよう誘われた際、拒んだためだろうと、山口氏は考えていたと思われる（甲 125 控訴人陳述書（1）4 頁に山口氏のモバメを引用）。

以 上

